

第36回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年6月24日(水) 午後1時30分から午後2時30分

開催場所 姫路市役所 北別館 403会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1				欠員
2	岡田 良造	出席		
3	福本 孝之	出席		
4	福永 昌弘	出席		
5	大塚 正稔	出席	○	
6	田原 仁志	出席	○	
7	濱田 能秀	出席		
8	吉野 文利	出席		
9	小林 勝之	出席		
10	小林 忠明	出席		
11	橋本 文男	出席		
12	橋本 静枝	出席		
13	山口 俊貴	出席		
14	青田 誠	出席		
15	駒田 秀文	出席		
16	岡本 富博	出席		
17	小段 昭文	出席		会長職務代理者
18	岸本 英夫	出席		会長職務代理者
19	池内 宏行	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 5名

傍聴人 0名

## 議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
農地法施行規則第29条第1号の確認について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について  
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について  
報告第3号 農地法第6条の規定による届出の専決について  
報告第4号 合意による解約等の通知について  
報告第5号 転用許可（一時転用）に係る事業の完了について  
報告第6号 畑地転換届について  
報告第7号 県許可案件の許可状況について  
報告第8号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和2年6月24日 午後1時30分)

議長 それでは只今から、第36回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員18名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を大塚委員と田原委員をお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。  
〔農地確認及び非農地確認について〕

農地確認及び非農地確認について、この度は、非農地確認申請が9件提出されております。

2番と3番が市街化区域の案件、4番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。

1番です。

奥山の畑2, 231㎡につきまして、奥山の■■■■より、「平成9年以前より、竹藪となっている」との申請です。

現況は「竹藪」となっております。

2番です。

町坪の田106㎡につきまして、町坪の[ ]より、「昭和55年以前より、自宅敷地として利用している」との申請です。  
現況は「自宅敷地」となっております。

3番です。

青山西三丁目の田253㎡につきまして、青山西三丁目の[ ]より、「平成8年以前より、自宅敷地として利用している」との申請です。  
現況は、「自宅敷地」となっております。

4番です。

安富町皆河の畑589㎡につきまして、伊丹市の[ ]より、「平成3年以前より、山林となっている」との申請です。  
現況は、「山林」となっております。

5番です。

御国野町深志野の田503㎡につきまして、豊富町豊富の[ ]より「平成9年以前より、竹藪となっている」との申請です。  
現況は、「竹藪」となっております。

6番です。

飾東町塩崎の畑99㎡につきまして、飾東町塩崎の[ ]より「平成10年5月より、倉庫として利用している」との申請です。  
現況は、「倉庫敷地」となっております。

7番です。

船津町の畑2筆計253㎡につきまして、明石市の[ ]より「平成10年以前より、原野となっている」との申請です。  
現況は、「原野」となっております。

8番です。

香寺町香呂の畑223㎡につきまして、神戸市の[ ]より「平成10年以前より、山林となっている」との申請です。  
現況は、「山林」となっております。

9番です。

香寺町中仁野の田2筆計765㎡につきまして、白国三丁目の[ ]より「平成8年以前より、事務所敷地及び進入路として利用している」との申請です。  
現況は、「事務所敷地及び進入路」となっております。

以上、非農地確認9件につきまして、いずれの案件も、各担当委員より「適当である」との意見をいただいております。各地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりません。  
どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各 委 員

・・・

議 長

なければ、議案第1号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は確認致します。  
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号(P3～P5)を説明する。  
〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、10件の申請が提出されております。

1番と2番が、現在耕作面積0㎡の方の案件、  
3番以降が、既に下限面積を超えている方の案件となっております。

1番が市街化区域の案件、6番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。

9番を除き、いずれの案件も譲渡人・貸人の「自作地」で、「申請地が貸付地である場合」に該当しておりません。

また、10番を除き、譲受人・借人は、いずれも「個人」であり、「譲受人が法人である場合」には該当しておりません。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。

「通作距離」につきましては、1番が約4.2km、5番が約10km、6番が約6kmから8km、7番が約1.8km、10番が約7kmとなっている外は、いずれも居住集落内となっております。

いずれの案件も、「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番です。

野里の田1,054㎡につきまして南条二丁目の■■■■■■■■■■が、東京都大田区の■■■■■■■■■■より、「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、■■■■■■■■■■の耕作面積は、市街化区域の下限面積1,000㎡を超える1,054㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

中南部地区農政協議会におきましては、『新規農家であるが、今回の申請地は従前より譲受人が耕作しており、耕作実績が十分認められるため事情聴取は不要』との意見となっております。

2番です。

山田町西山田の田5筆計6,157㎡につきまして、山田町西山田の■■■■■■■■■■が、山田町西山田の■■■■■■■■■■より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、■■■■■■■■■■の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える6,157㎡になる予定です。

作付作物は、■■■■■■■■■■が「野菜」、その外はいずれも「水稲」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、『新規農家であるが、今回の申請地は従前より譲受人が耕作しており、耕作実績が十分認められるため事情聴取は不要』との意見となっております。

3番です。

山田町西山田の田2筆計912㎡につきまして、山田町西山田の■■■■が、山田町西山田の■■■■より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、■■■■の耕作面積は、10,954㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

4番5番です。

書写の畑343㎡と書写の畑304㎡につきまして、書写の■■■■と飾磨区英賀東町二丁目の■■■■が、それぞれ「農地を交換したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、■■■■の耕作面積は4,918㎡に、■■■■の耕作面積は4,621㎡になる予定です。

作付作物は、どちらも「野菜」となっております。

6番です。

安富町末広の田6筆計2,867㎡につきまして、安富町植木野の■■■■が、安富町末広の■■■■より、「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、■■■■の耕作面積は11,166㎡になる予定です。

作付作物は、「切花」「果樹」となっております。

7番です。

別所町佐土と別所町佐土新の田5筆計4,117㎡につきまして、御国野町国分寺の■■■■が、別所町佐土新の■■■■より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、■■■■の耕作面積は、42,811㎡になる予定です。

作付作物は、「果樹」となっております。

8番です。

花田町上原田の田529㎡につきまして、花田町上原田の■■■■が、■■■■大阪府藤井寺市の■■■■より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、■■■■の耕作面積は、3,991㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

9番です。

飾東町八重畑の田2筆計1,022㎡につきまして、飾東町八重畑の■■■■が、飾東町八重畑の■■■■より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

申請地は■■■■の耕作地であるため、■■■■世帯の耕作面積に変更はありません。

作付作物は、引き続き「水稻」となっております。

10番です。

飾東町塩崎の田1, 480㎡につきまして、砥堀の[ ]が、飾東町塩崎の[ ]より、解除条件付の貸借で「借り受けたい」との貸借権設定の申請です。

この案件につきましては、先月もご審議いただきましたが、借人の[ ]につきましては、農地所有適格法人ではありませんが、農地法第3条第3項により、①農地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借を解除する旨の条件を契約書に付していること、②地域の農業における他の農業者と適切な役割の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、③一人以上業務執行役員等が常時従事することを条件に、一般法人に貸し付けることができるものとして申請されたものです。

この件許可されますと、[ ]の耕作面積は、35, 348㎡になる予定です。

作付作物は、「ベビーリーフ」「ほうれん草」「かぼちゃ」となっております。

以上、1番と2番が「耕作実績が十分認められるため事情聴取は不要」との中南部地区及び北東部地区農政協議会の意見の外は、特に問題点は出ておりません。

農地法第3条の規定による許可申請10件25筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第2号について、1番と2番につきましては、耕作実績が十分認められるため事情聴取は不要とし、1番と2番を含め全て承認とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第2号は許可します。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P6)を説明する。

〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は1件提出されております。

都市計画区域外の夢前町宮置の田1, 417㎡のうち291㎡につきまして、夢前町宮置の[ ]が、「一般住宅を建築したい」との転用の申請です。

申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当するものとして申請されております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」、「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては該当がありません。

「事業内容」につきましては、床面積138.28㎡の住宅を建築し、車3台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、道路の構造変更許可が手続中となっております。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」につきましては該当せず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えます。

以上、北西部地区農政協議会におきまして、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。

この度は、1件提出されております。

調整区域の花田町上原田の畑1,103㎡のうち10.54㎡につきまして、花田町上原田の[ ]が「農業用物置を設置したい」との確認の申請です。

現況は、「畑」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、設置面積10.54㎡の農業用物置となっております。

「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えます。

以上、北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

農地法第4条の規定による許可申請1件1筆及び農地法施行規則第29条第1号の確認1件1筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・

議 長

それでは、議案第3号について、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声をいただきましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については確認とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

議案第4号(P7~P8)を説明する。  
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は5件提出されており、全て調整区域の案件となっております。

申請地の農地区分につきましては、いずれも住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」、「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、いずれも該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」にはいずれも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

御立東五丁目の田2筆計419㎡につきまして、神戸市須磨区の■■■■が、御立東五丁目の■■■■より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

「代替地の有無」につきましては、借人に所有地はなく、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、床面積138.08㎡の住宅を建築し、車3台分の駐車場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請中となっております。

2番3番です。

船津町の田385㎡につきましては、広畑区才の■■■■が、■■■■船津町の■■■■より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」、

船津町の田44㎡につきましては、広畑区才の■■■■が、芦屋市の■■■■より「購入して、住宅へ入るための進入路にしたい」との転用の申請です。

現況は、どちらも「休耕地」となっております。

「代替地の有無」につきましては、借人に所有地はなく、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、住宅へ入るための進入路及び延床面積124.21㎡の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請中となっております。

4番です。

豊富町豊富の田320㎡につきまして、豊富町豊富の■■■■が、神戸市の■■■■より、「購入して、進入路及び露天駐車場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「畑」となっております。



「代替地の有無」につきましては、隣接宅地への進入路にするための他に適当な代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、譲受人が所有する隣接宅地への進入路及び車3台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

5番です。

香寺町相坂の畑2筆計247㎡につきましては、田寺八丁目の[ ]が、[ ]香寺町相坂の[ ]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は、[ ]が「畑」ですが、[ ]が既に倉庫となっております。そのことについて始末書が添付されております。

「代替地の有無」につきましては、借人に所有地はなく、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、延床面積106.81㎡の住宅を建築し、車1台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請中となっております。

以上、中南地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

以上、農地法第5条の規定による許可申請5件7筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、議案第4号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第1号(P9)を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、5月にご審議いただきました、新規農業法人の事情聴取を6月3日に実施していただきました。

当日は、[ ]の管理責任者2名が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、運作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付で許可書を交付しております。

以上、農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、よろしくご承認お願いいたします。

議長

有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第1号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。  
次に報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号（P10～P11）を説明する。  
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

農地法第4条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、5月8日から6月4日の間に受け付けたもの、資料10頁と11頁の7件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたので報告させていただきます。

以上、4条届の専決7件8筆につきまして、どうぞよろしくご承認お願いいたします。

議長

有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第2号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。  
次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P12～P19）を説明する。  
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

農地法第5条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、6月8日から6月4日の間に受け付けたもの、資料12頁から19頁の34件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により、受理書を交付しましたので報告させていただきます。

以上、5条届の専決34件52筆につきまして、どうぞよろしくご承認お願いいたします。

議長

有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第3号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。  
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第4号（P20～P21）を説明する。  
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、貸借契約の解約の通知が1件、使用貸借契約の解約の通知が6件、計7件の通知がございました。

利用権に関するものは3件で、そのうち農地中間管理事業に該当するものは1件です。

貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知、7件15筆につきまして、どうぞよろしくご承認お願いいたします。

議長 有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第4号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。  
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第5号（P22）を説明する。  
〔転用許可（一時転用）に係る事業の完了について〕

県知事の一時転用許可を受けて農地転用を行っていたものについて、転用事業の完了及び農地復元報告がありましたので報告いたします。

都市計画区域外の夢前町前之庄の田1,290㎡について、平成30年12月17日付で令和元年12月19日を期限とする一時転用許可を受けておりました[ ]より完了報告がありました。

なお、地区担当委員により、現況は、農地に復元されておりますことを確認しております。

一時転用許可に係る事業の完了1件1筆につきまして、どうぞよろしくご承認お願いいたします。

議長 有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第5号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。  
次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号(P23)を説明する。  
〔畑地転換届について〕

この度は、畑地転換届が1件ございました。

調整区域の香寺町恒屋の田347㎡につきまして、香寺町恒屋の  
より「水利の便が悪く、水稻耕作に適さないため、埋め立てて畑  
として利用したい」との届出です。  
現況は、「田」となっております。

以上、畑地転換届1件につきまして、担当委員より「適当である」との  
意見をいただいております、北東部地区農政協議会におきましても、特に問題  
点は出ておりません。

畑地転換届1件1筆につきまして、どうぞよろしくご承認お願いいたし  
ます。

議長

有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第6号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。  
次に報告第7号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第7号(P24)を説明する。  
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、4月の総会でご審議いただき、県へ送  
付していた案件の許可の状況です。

いずれも5月15日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。

以上、県許可案件の許可状況につきまして、どうぞよろしくご確認願  
いいたします。

議長

有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第7号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。  
次に報告第8号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第8号(P25)を説明する。  
(農業経営改善計画(認定農業者)の認定について)

農業経営改善計画の認定について、5月の会長決裁分です。  
和牛、交雑種の肥育経営をしている安富町皆河の[ ]につきました。  
市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。  
その結果としまして、[ ]は4月28日付けで認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

以上、農業経営改善計画の認定1件につきまして、どうぞよろしくご承認お願いいたします。

議長

有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第8号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。  
本日の議案は以上です。  
事務局、他に連絡事項等ありますか。

事務局

特にありません。

議長

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時30分 終了)

議事録署名委員

(議長)

池内 宏行

(署名委員)

大塚 正穂

(署名委員)

田原 仁志